

社会福祉法人美鈴会 役員等報酬規程

(制定 平成 28 年 12 月 20 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人美鈴会の役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本規定でいう役員等とは、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員をいう。

(理事会、評議員会等の出席報酬等)

第 3 条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表 1 により一日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 2 により一日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員会委員が、委員会に出席したときは、別表 2 により一日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 報酬は、法令の定めるところにより所得税を源泉徴収して支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第 4 条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 報酬は、法令の定めるところにより所得税を源泉徴収して支給する。

(出張旅費)

第 5 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第 7 条 本会は、この規程をもって社会福祉法第 59 条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成 28 年 12 月 20 日より適用する。

(旧規程の廃止)

平成 25 年 9 月 13 日より実施の社会福祉法人美鈴会役員の報酬等に関する規程は、これを廃止する。

別表 1

名称	報酬額（日額）	実費弁償額
理事会出席報酬	10,340円	1,500円

報酬額より所得税 1,840 円が源泉徴収されます。

別表 2

名称	報酬額（日額）	実費弁償額
評議員会出席報酬	10,340円	1,500円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,340円	1,500円

報酬額より所得税 1,840 円が源泉徴収されます。

別表 3

名称	報酬額（日額）	実費弁償額
理事長業務報酬	10,340円	1,500円
理事業務報酬	10,340円	1,500円
評議員業務報酬	10,340円	1,500円
監事業務報酬	10,340円	1,500円

報酬額より所得税 1,840 円が源泉徴収されます。

別表 4

報酬額（日額）	旅費	宿泊費	その他
10,340円	実費	実費	実費

報酬額より所得税 1,840 円が源泉徴収されます